

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

令和4年1月22日公表

| チェック項目 | | はい | いいえ | 工夫している点 | 課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標 |
|------------|--|--|---|---|--|
| 環境・体制整備 | 1 | 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である | ○ | 国の定めた基準以上の広さを確保し、部屋をパーテーションで区分けするなどの工夫をおこない、適切なスペースを確保しています。 | 法令を遵守したスペースを用意しておりますが、利用時間が重なる時間には手狭感が否めないと感じられることもあり、より良い環境となるように一層工夫してまいります。 |
| | 2 | 職員の配置数は適切である | ○ | 国の基準を満たしたうえで基準以上の人員数を配置し、児童発達管理責任者、保育士、児童指導員等の有資格者を配置しています。 | 急な欠勤があった場合でも、問題なく対応できるように、シフトを管理し、職員の増員など、適切な配置に努めていきます。 |
| | 3 | 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている | ○ | 現在、車椅子利用の児童の受け入れはありますが、玄関やトイレには段差・狭さがあり、手摺りやスロープ等の設置がなく、バリアフリーとなっていないため状況に応じて職員が見守り、付き添っています。児童にわかりやすいよう、学習する場所、遊びの場所と視覚的にも環境や情報がわかりやすいよう配慮しています。 | 今後は必要に応じて安全確保等を促すためにもバリアフリー化を検討していきます。質実のテナント利用のため、ハード面での大幅な改修は難しいと考えられながら、保護者様等のご意見を聞き入れながら、できるだけ改善していきたいと考えております。今後も生活空間は児童にわかりやすいよう使用目的と視覚的な環境や情報がわかりやすいよう配慮していきます。 |
| | 4 | 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている | ○ | 毎日アルコール消毒や掃除を行い、換気に注意し、気持ちの良い空間を提供できるように努めています。 | コロナはもちろんその他感染症等に注意し、今後も児童が心地よく過ごせる環境を日々追求してまいります。 |
| 業務改善 | 5 | 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している | ○ | 業務改善を図るためリフレクション会議を毎月2回開催し、全職員が参画しています。 | リフレクション会議等で明確な目標を話し合い、全職員に周知し、業務改善に努めていきます。 |
| | 6 | 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている | ○ | 年1回アンケートを実施し、そのご意見を全職員で周知・検討し業務の改善に努めております。 | 今後も保護者様からいただいたご意見をもとに、より良い支援ができるように努めてまいります。 |
| | 7 | 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している | ○ | 自己評価の結果は公式 web サイトで公開しております。 | 今後も結果は公式 Web サイトで公開してまいります。 |
| | 8 | 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている | ○ | 現時点では第三者評価は実施できておりません。 | 第三者からの評価受審については今後の検討課題として検討してまいります。 |
| | 9 | 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している | ○ | 定期的に社内研修を行っています。例年は地域の研修にも参加し、職員間で共有しておりますが、今年度はコロナ禍のため、参加機会はありませんでした。 | 今後も、定期的に研修の機会を設け、資質・能力の向上に努めてまいります。 |
| 適切な支援の提供 | 10 | アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している | ○ | 定期的にあセスメントを実施して、個別支援会議ではその内容を元に支援内容話し合い、計画を作成しています。 | 今後もアセスメントは適切に実施し、送迎時にもご意見を聞き、話し合いを元に計画に活かしてまいります。 |
| | 11 | 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している | ○ | 標準化されたアセスメントシートを使用し、状況の把握に努めています。 | 今後も継続してアセスメントツールを活用し、児童の状況把握に努めてまいります。 |
| | 12 | 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている | ○ | 児童発達支援ガイドラインに沿い、支援に必要な項目を適切に選択し、具体的な支援内容の設定に努めています。また日々の打ち合わせや会議で児童の成長度合い・新しい課題を共有し、支援内容の適性を確認しています。 | 今後もガイドラインに沿って項目の選択・支援内容が適切になるよう努め、話し合いでの情報共有を通して日々の活動内容の決定、必要な支援の把握に努めてまいります。 |
| | 13 | 児童発達支援計画に沿った支援が行われている | ○ | 個別支援会議等で計画内容を把握し計画に沿った支援ができるよう、日々の計画に沿った支援を全員で話し合っています。 | 今後もも個々の支援計画の理解に努め職員間での話し合いのもと計画に沿った支援に努めます。 |
| | 14 | 活動プログラムの立案をチームで行っている | ○ | 職員全体会議で、活動プログラムを話し合い、チームで立案しています。 | 今後もプログラム立案には複数職員で関わり、話し合っておりより良い支援ができるように努めてまいります。 |
| | 15 | 活動プログラムが固定化しないよう工夫している | ○ | 活動プログラムの固定化や偏りが起きないように職員間で協議し、内容を組み合わせています。 | 今後もプログラムが固定化しないよう配慮し、児童の状態に基づき、協議を通して日々の活動決定に努めてまいります。 |
| | 16 | 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成している | ○ | 児童の発達に合わせて、個別活動と集団活動を組み合わせ児童発達支援計画を作成しています。 | 今後も児童の状況に応じて個別活動と集団活動を組み合わせ、支援計画を作成してまいります。 |
| | 17 | 支援開始前には職員間で必ず打ち合わせをし、その日の利用児童の支援内容や役割分担について確認している | ○ | 毎朝、必ず打ち合わせをおこない、その日の利用児童の支援内容や職員の役割分担を確認しています。 | 今後も毎朝の打ち合わせをもとに、日々利用児童の、状態把握に努め、活動内容の決定、支援にあたってまいります。 |
| | 18 | 支援終了後には、職員間で必ず打ち合わせをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している | ○ | 送迎等があるため毎日全員での打ち合わせは難しいのですが、支援終了後には定期的に療育の担当ごとに引き継ぎや、ケース検討会を開催し、情報共有に努めています。 | 今後も次回支援・活動に活かせるよう職員間で情報の共有、共通の理解に努め、支援にあたってまいります。 |
| | 19 | 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている | ○ | 日々の療育内容は必ず当日に記録し、支援内容や当日の体調、情緒等も記録し、振り返りに活用できるようにしています。 | 支援経過記録は、より分かりやすさを職員間で情報共有、検証、改善を重ね、より良い支援に繋げていけるよう改善してまいります。 |
| | 20 | 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している | ○ | 定期的な保護者様との面談等で個々の状況に合わせて支援計画の見直しの必要性を判断し、目標設定などを勘案しています。 | 今後も日々の療育の様子等を考慮しつつ、モニタリング等で適宜計画の見直しを判断してまいります。 |
| | 21 | 障害児相談支援事業所のサピス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している | ○ | 児童の状況に精通している児童発達管理責任者が担当者会議に参画しています。 | 今後も継続して児童発達管理責任者が参画してまいります。 |
| | 22 | 母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている | ○ | 関係機関とは連携を図り、統一した支援をおこなわれるように努めています。 | 今後も関係機関と密な連携を継続し、より良い支援に努めてまいります。 |
| | 23 | （医療的ケアが必要な子ども等を重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている | ○ | 現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。 | 事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。 |
| | 24 | （医療的ケアが必要な子ども等を重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている | ○ | 現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。 | 事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。 |
| | 25 | 移行支援として、保育所や認定子ども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている | ○ | 担当者会議を通して支援内容等の情報共有と相互理解を図り、支援の方針が統一されるように心がけています。 | 今後も利用児童の成長等、支援内容等の情報共有と相互理解を図り、連携に努めてまいります。 |
| | 26 | 移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている | ○ | 就学前の担当者会議を通して情報提供・共有を図り、支援の方針が統一されるように努めています。 | 今後も利用児童の成長等、情報提供を行い、相互理解のもと連携に努めてまいります。 |
| 27 | 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている | ○ | 事業所を併用している児童については担当者会で情報共有に努め、相談支援専門員を通して様子をお伺いしています。 | 今後も同様に、専門機関や多事業所との連携を活かしてまいります。 | |
| 28 | 保育所や認定子ども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある | ○ | コロナの影響もあり事業所での交流機会はありませんでした。 | コロナ収束後は事業所について理解を深めていただくため見学・話し合いなどを持つ機会があってもよいと考えていますが、保護者様のご意向にも配慮し、慎重に検討してまいります。 | |
| 29 | （自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している | ○ | コロナの影響で参加機会はありませんでした。 | 日程調整が難しい場合もありますが、今後は積極的に関係機関の研修等の機会を逃さず参加して助言を受け、密に連携が取れるように努めます。 | |
| 30 | 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている | ○ | 連絡ノートでのやりとりや、送迎時の機会や個別面談などには面談や電話相談を活用し、保護者様との情報交換をおこない、児童についての共通理解を深めています。 | 事業所からは、あらゆる機会に児童の様子をお伝えし、同時に保護者様からはご家庭での児童の様子や課題なども伝え合い、相互情報を共通理解のもと児童の支援に活かしていきます。 | |
| 31 | 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている | ○ | 保護者様の子育てのお悩みやご相談に寄り添った支援を心掛け、保護者様に支援内容を深くご理解いただき、お悩みの解決手段や、児童の成長のためにご家庭でできる支援や協力に取り組んでいただいています。 | 今後も保護者様のお悩みの傾聴に努め子育てのお悩み寄り添い、ご家庭でも取り組める効果的な関わり方などをご提案するなど、相互で連携した支援を心がけてまいります。 | |
| 32 | 運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている | ○ | 契約時には運営規程、利用者負担等について丁寧な説明に努めています。また、契約時のみならず保護者様のご要望がある時は、再度解りやすく丁寧に説明しています。 | 今後もご理解頂けるよう丁寧な説明を心がけてまいります。 | |
| 保護者への説明責任等 | 33 | 児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている | ○ | 保護者様のご意向や、児童の特性、ご家庭の状況や考え、ガイドラインに基づいて作成した個別支援計画は分かりやすい内容の説明を心がけ保護者様の同意を得ています。 | 今後も保護者様との共通理解のもと、計画を立案してまいります。 |
| | 34 | 定期的に、保護者からの子どもへの悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている | ○ | 連絡ノートや送迎時にいただくご相談や定期的な面談などは丁寧に聞き取り、必要な助言や支援に努めています。 | 今後も保護者様のご相談を傾聴し、丁寧な対応を心掛け、寄り添えるように努めてまいります。 |
| | 35 | 父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している | ○ | 送迎時に保護者様同士の交流の場面はお見かけしません。ただ本年度はコロナ禍で事業所主催の保護者会等の支援は開催できておりません。 | コロナ収束後、プライバシー保護の観点からも開催にはアンケート等を実施し、保護者様のご意向を確認しながら検討し、決定してまいります。 |
| | 36 | 子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している | ○ | 日々の利用に関するご意見やご相談については、迅速にご対応できるように配慮しています。苦情へのご相談窓口も設けており、契約時にご相談しております。 | 今後も同様に、ご意見や申し入れなどには迅速かつ丁寧に、問題解決に取り組んでまいります。 |
| | 37 | 定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している | ○ | 公式 Web サイトのブログにて事業所の様子をお伝えしています。また年4回「COMPASS だより」を季刊発行してまいります。連絡帳で行事予定やお知らせ、毎月の様子を写真と共にわかりやすく事業所便りとして掲載、配布しております。 | 今後も定期的な「おたより」や Web サイトでのブログでの活動報告を継続してまいります。 |
| | 38 | 個人情報の取扱いに十分注意している | ○ | 個人情報に関する書類は鍵付書庫で保管し、取り扱いには十分配慮しています。情報使用時には必ず保護者様に同意を得ています。 | 今後も個人情報についての細心の注意を払い、取り扱い・保管に努めてまいります。 |
| | 39 | 障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている | ○ | 児童には状況や特性に合わせた伝達方法を心がけ、保護者様にはわかりやすいご説明や情報伝達を心がけています。 | 児童や保護者様にご理解頂くように分りやすい説明や情報伝達を心掛けて個々にあわせた対応に努めます。 |
| | 40 | 事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている | ○ | コロナ禍でもあり、現時点では事業所行事に地域住民を招待する企画は実施できていません。 | 現在は感染リスク、プライバシーの保護の観点から、保護者様の理解や説明が難しい部分もあるため、慎重に検討してまいります。 |
| 非常時等の対応 | 41 | 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している | ○ | 各種マニュアルや対策は、事業所に掲示するとともに、定期的な訓練の実施に基づいて見直しをおこなっています。 | 各種マニュアルは今後も職員で周知徹底し、保護者様が確認しやすいような掲示場所への配慮にも心がけてまいります。 |
| | 42 | 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている | ○ | 避難訓練は実施しております。訓練では児童の特性に応じた参加の方法を考慮しております。 | 今後も、児童の命を守ることを第一に考え、避難訓練を継続し、アンケートでご要望を踏まえ、実施内容の発信にも努めてまいります。 |
| | 43 | 事前の、服薬や予防接種、検診や発作等のこどもの状況を確認している | ○ | アセスメントで丁寧に聞き取り、職員全員で周知徹底しています。 | 今後も継続して、保護者様から児童の状況についてしっかり確認出来るよう努めてまいります。 |
| | 44 | 食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている | ○ | アレルギーの有無に関してはアセスメントの段階でお聞きし、おやつ成分・種類等配慮しています。 | 今後、アレルギー等のある児童の受け入れの場合は、医師と連携し指示書に基づき正しい対応を熟知して、安全な支援に正しい対応でまいります。 |
| | 45 | ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している | ○ | 事業所の内外で起こった事例を記録し、定期的な振り返りをおこない、情報共有・認識一致に努めています。 | 今後も定期的な記録等の振り返りをおこない、新人職員等にも情報共有し、再発防止に努めてまいります。 |
| | 46 | 虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている | ○ | 事業所内で職員研修を実施し、虐待防止について周知に努めています。 | 今後も事業所内での研修を続け、虐待防止について知識を深めていきます。 |
| | 47 | どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している | ○ | 原則として契約書で身体拘束は禁止となっておりますが、止むを得ず必要となる場合には、児童や保護者様に十分なご説明をおこない、承諾を得て計画に記載するようになっています。 | 今後も原則として身体拘束はおこなわない基本姿勢を守り、やむを得ず身体拘束をおこなう際には、あらかじめ書面により保護者様から同意を得て、また、個別支援計画にも記載してまいります。 |

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。